

第24回「労働保護法 ④職場環境 A：就業規則と懲戒」

2022.06.29. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉長期連続休暇の場合に、労働者に事前の調整義務が課せられるか  
〈法〉年次有給休暇制度(労基法39条)、時季指定権・時季変更権限、時事通信社事件判決  
〈諸説〉時季指定権説・事前の調整義務説  
←労働者に義務なので調整(＝使用者の合意)なしに時季指定できないことになる

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①長期連続休暇であるからといって労働者側に事前調整義務があるとはいえないし、そのような義務を肯定しうる法的根拠があるとも思われない。
- ②集団行動を前提とした組織法的な規律

2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①浜村教授は、合理性審査不要説は何を理由としていると述べているか。10字で答えなさい。
- ②浜村教授は、合意内容の正当性が担保されない場合には、個別同意についてどのように解釈するべきではないと述べているか。

**本日の課題**：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

**\*就業規則をめぐる基礎知識**

- 1.内容(89条)：必要記載事項(義務的必要記載事項、相対的必要記載事項)、任意記載事項
- 2.作成手続：作成義務、届出義務、意見聴取義務、周知義務 cf.フジ興産事件 最二小判・平15.10.10.
- 3.効力(92条、労働契約法12条)

**\*就業規則の不利益変更に対する労働者の同意**

関連裁判例：博愛事件・大阪高判平成22.3.18

[参考文献]

唐津博「労働条件の個別化と就業規則・労働契約の法ルール」『転換期労働法の課題』(2003年、旬報社)

[自己点検]

- 1) Reading Assignment に関する設問への解答
- 2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解
- 3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他

[課題提出者数] 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20 7/22  
125 129 129 123 129 125 119 125 121

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働保護法 ④職場環境 B：労働災害と過労死」

講義テーマ：過労自殺に対する補償はできなのだろうか

教科書の該当部分：第12章「安全衛生・労災補償」、論点に直接関連は、274頁～278頁

Reading Assignment：森弘典「過労死の労災認定基準に一石を投じる判決」

労働法律旬報1725号(2010年)21頁以下